

# 維持点検等業務委託に係る最低制限価格制度の概要について

道において、公共土木施設等の点検、診断、維持その他維持管理に係る業務の委託契約を競争入札にて行う場合には、最低制限価格制度を適用することとしました。

当該制度の概要を掲載いたしますので参考にしてください。

## ○最低制限価格制度

最低価格の入札者の価格が最低制限価格に満たないときは、当該最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

## 1 対象委託業務

- (1) 道が発注する公共土木施設等に係る点検、診断、維持その他維持管理業務（測量・建設コンサルタント等委託業務は除く。）
- (2) 原則として予定価格が 100 万円を超える競争入札（単価契約は除く。）（地域限定型一般競争入札・指名競争入札）

## 2 最低制限価格の設定基準

予定価格（税込み価格）の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で、次に掲げる額の合計に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

- ア 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

## 3 最低制限価格算出における端数処理

2 で定めるアからエの合計額については、次の①、②により端数処理を行う。  
※ア、イ、ウ、エそれぞれの端数処理は行わない。

- ① 業務価格が 1000 万円以上の場合は 10 万円未満切上げ
- ② 業務価格が 1000 万円未満の場合は 1 万円未満切上げ

## 4 算出における構成費目の取扱い

最低制限価格算出の際、次の業務については以下のとおり構成費目を取り扱う。

- 機械設備点検業務
  - (1) 「材料費」、「直接費」、「直接労務費」、「塗装費」は『直接工事費』に相当するものとする。
  - (2) 「点検整備間接費」は『現場管理費』に相当するものとする。
- 電気通信設備点検業務
  - (1) 「直接費」は『直接工事費』に相当するものとする。
  - (2) 「諸経費」は『一般管理費等』に相当するものとする。